

# 「法と開発」論における法学と文化人類学, およびその「すれ違い」についての試論

高野 さやか

## Some Notes on Intersections of Law, Development and Anthropology

Sayaka TAKANO

### Abstract

Since the 1990s, both donor and recipient countries of international legal assistance programs have increased in number, working with diverse issues related to good governance and the rule of law. Although legal scholars and practitioners share the geographical area and topics with anthropologists, the dialogue between them is limited at this point. This article attempts to shed some light on the background of this situation to promote future interactions.

Legal anthropology and anthropology of development both have a long history but have kept some distance from the rule of law building projects for different reasons. For example, the notion of rule of law, essential in the discourse of development, rarely enters anthropological discussions, because of the implicit social evolutionism that anthropologists try to overcome. However, it is also significant that the rule of law building is at present under the influence of participatory development theory, which allows considering the multiple layers of law and the dynamic interactions between them. On the other hand, legal pluralism, often regarded as a threat to rule of law, is for legal anthropologists, not a normative concept to be aimed for but is a social fact to start with. Understanding these different connotations of important terminologies would be beneficial in enhancing the space for cooperation between law and anthropology.

### Key Words

Legal anthropology, rule of law building,  
legal pluralism

### 目 次

はじめに

#### I 文化人類学の視点

- 1 法人類学の視点
- 2 開発人類学の視点
- 3 開発人類学における法

#### II 「法と開発」と人類学

- 1 人 権
- 2 所 有
- 3 汚 職

#### III 「法の支配」論と人類学との接合に向けて

- 1 法の支配の重層性と動態性
- 2 社会的事実 (social fact) としてのリーガル・ブルーリズム

#### IV 展 望

## はじめに

「法と開発」(Law and Development) に関わる実践と研究は、1950年代から現在にいたるまで、開発全般に対する姿勢の変化を反映しながら、さまざまな領域を対象として展開してきた<sup>1)</sup>。当初は東西冷戦構造を背景に、財産法や選挙制度の整備を通じた市場化・民主化が重点目標であったが、1990年代以降は国際的な開発プロジェクト(法整備支援, legal aid)を通じた「法の支配」(rule of law)の構築を目指している。

しかしこうした継続的な活動にもかかわらず、これら国際協力の効果についての意見は一致をみていない。それは、効果を計測するのが困難だということだけではなく、効果をどうとらえるかについて、多様な視点や立場が存在するからである。たとえば、法や制度は社会生活の基礎であり、その改革は社会に一定の影響を与えるという前提のもと、法制度改革の是非を語るという立場がある。またそれとは逆に、立法過程や特定の法規の運用を念頭においたうえで、法制度を日常生活の中で多くの人々が意識しない限定的・専門的なものとして、その効果を疑問視する見方もある。

ここで挙げた二つの例は、おおまかに言って、法学にもとづく見方と、文化人類学的な見方に対応する。このような視点の違いからか、法学者および実務家と文化人類学者の間には、地理的にも対象としても近い領域を扱っていたとしても、「法と開発」をめぐる往々にしてすれ違いがみられる。そしてそのことは、結果的に文化人類学から「法と開発」に関与しようという動きを消極的なものにしてしまう。法学的な立場から、法学と文化人類学との協力によってこの分野を発展させる可能性があるという指摘も行われているが(河村2012)、現状では文化人類学者の関与は限定的である。

本稿の目的は、こうしたすれ違いを理解することによって、縮減していくことにある。そのため、文化人類学を専門とする筆者の立場から、「法と開発」の諸問題について、なぜ、どのようにこう

したすれ違いが生じているのかという背景も含めて検討する。以下、第1章ではまず、文化人類学においてこれまで法および開発というテーマについてどのような議論が行われてきたのかを整理する。第2章では、「法と開発」に関連する文化人類学的な研究を紹介し、その特徴を指摘する。第3章では、文化人類学者が法学的なスタンスに対して抱きがちなイメージの修正を図る。それをふまえて第4章では、「法と開発」への文化人類学者の関与について、今後の展望を述べて、本稿を閉じる。

## I 文化人類学の視点

学問領域としての文化人類学は、よく知られているようにいわゆる「未開社会」の研究から出発している。そして20世紀前半になって、長期のフィールドワークにもとづき包括的な報告書である民族誌(エスノグラフィ)を執筆する、という現在の研究手法が確立する。比較的小規模の社会で調査していた当時の人類学者たちにとっては、その社会を統合する秩序はいかなるものであり、どのような制度や慣習によってその秩序が維持されているのか、また、その社会の成員からは、彼ら自身の暮らしや世界はどのように見えるのか、などが中心的な問いであった。その意味で、大きく見れば法学とも関心が近かったといえる。

しかしその後、さまざまな理由から、文化人類学はその研究対象となる範囲を広げていく。その対象はいわゆる「未開社会」のみではなく、欧米や日本などの自文化、都市、さらには工場や実験室などにも広がっていく<sup>2)</sup>。それは文化人類学の可能性を拡大するものでもあったし、同時に何をもちて文化人類学とするのかについての意見の不一致をもたらす議論の拡散でもあった。

それでも、「長期にわたって参与観察型のフィールドワークをすること」が文化人類学(者)の条件であるということは、広く文化人類学者に共有されたものだと考えることができる。フィールドワーク、あるいは現地調査は、現在ではさまざまな学問分野で採用されているが、文化人類学者

にとっては特別に思い入れのある方法である。そのため文化人類学者は、対象が拡大した現在でも、その研究活動の初期において、半年から数年という比較的長い間現地滞りし、その言語を学び、人々と共に生活をしながら調査を行うことを通例としている。

他方で、文化人類学の研究の展開にともない現れた複数のサブトピックは、それぞれの蓄積をもとに「〇〇人類学」というサブカテゴリーを形成してきた。その「〇〇」に入るのは、たとえば経済や宗教といった比較的伝統的なものから、医療や観光、環境、など現代的なものまで、多岐にわたる。これらのなかで本稿のテーマである「法と開発」に関連したものとしては、「法人類学」および「開発人類学」を挙げることができる。以下ではこの二つについて、学説史も含めて概観する。

### 1 法人類学の視点

初期（19世紀後半から20世紀前半）の人類学者の多く、たとえばフランスのマルセル・モース（Marcel Mauss）やアメリカのルイス・ヘンリー・モーガン（Lewis Henry Morgan）などは、実は法学の素養を持っており、それにもとづいて、上で述べたような「未開社会」を眺めた。上でも少し示唆したように、この時代は法学と人類学の距離は近かったといえる。だが当時の人類学は進化論的な視点の影響も強く受けており、彼らの研究は、法の起源はどこにあるのか、「国家なき社会」にも法は存在するのか、そもそも法と社会規範一般を区別できるのか、などという問いとも結びついていた。これらは当然、西欧で発展した法学の概念はどこまで有効なのか、という問いともつながる。言い換えれば、比較的新しい学問である人類学は、学問として成立する過程で、「法とは何か」という問いに、法学との対話、あるいは緊張関係において向き合ってきたのである。

次の世代もこうした関心を受け継いだ。フィールドワークという手法のみならず、文化人類学の低位領域としての法人類学をも確立したといわれるブロンニスワフ・マリノフスキー（Bronisław

Kasper Malinowski）は、パプア・ニューギニアでの自らの調査をもとに、「法はギリシャ・ローマを発祥の地とし、西欧社会にしか存在しない」という当時支配的だった理解を否定し、法概念を広げ、「国家なき社会」における秩序維持の仕組みをとらえようとした（マリノフスキー 1926 = 1967）。さらに彼の研究を弟子たちが継承し、アフリカを中心とする慣習法研究の発展をもたらした。

1950年代には、紛争を規範からの逸脱であり、異常なものとしたマリノフスキーに対して、紛争を起こって当然のものとしてとらえ、秩序はその処理を通じて動的に保たれる、という見方が中心になっていく。またそれにもない、紛争処理の過程を質的に記述する研究が蓄積されていく（Bohannan 1957；Gluckman 1955；Gulliver 1963）。そして1980年代に入ると、紛争処理過程研究に対して、慣習法をもつ社会集団を孤立したものにとらえ、内部の紛争にのみ焦点を当てるのではなく、周囲との影響関係も分析対象に含めなければいけない、という批判がなされるようになる（Roberts 1994；Snyder 1981）。

こうした流れを経て法人類学において主流となった考え方が、リーガル・プルーラリズムであった（Griffiths 1986）。国家は法を独占するものではなく、一つの社会には複数の法システムが共存している、というこの理論は、さまざまな批判を受けつつも、現在にいたるまで強いインパクトをもち続けている（Berman 2014；Tamanaha 2012）。

以上をまとめると、初期の法人類学は法概念を拡張しようとしたが、法学において注目されなかった慣習法などを主なテーマとすることが多かった。したがって、文化人類学における国家法や国際法に関する研究は比較的新しい流れであるといえる。

またこうした研究のなかでは、西洋近代法をモデルとし、そこからの偏差で諸社会の法現象をとらえるような姿勢に対して、それは自文化中心主義であるとして、多くの文化人類学者が厳しい視

線を向ける。法学が実定法の解釈と運用について詳細に論じるのに対し、文化人類学が関心を向けてきた慣習法は、個々の成員に内面化されていたり、実践を通じて現われたりするもので、人々の振る舞いの外側にはない。そのため両者はすれ違い、人類学者にとって重要と思える行為の多様性が、法学者には制度の不備や知識の不足と映る。その結果、現在では、当初近い関係にあった法学と人類学は共有できる枠組みが不足している状態にあるのではないだろうか。

## 2 開発人類学の視点

次に、開発人類学について概観する。途上国における開発は第二次世界大戦後に始まり、開発人類学という分野もそれとともなって誕生したといえる。開発は、これまでの70年間で、大まかにいえば、ダムや道路、橋などの大規模インフラ開発から、現地の多様な生活様式や価値観に配慮した、識字や人権意識向上などに焦点を当てた住民参加型のものへと力点を変化させてきた。初期の開発人類学からの議論は、国際機関や国家などが「上から」進める開発に対して、批判的な姿勢をとることも多かった。その批判のよりどころになったのは、フィールドワークによって観察してきた現地の人々の生活であった。しかしその後、開発のアプローチにおいては住民参加型が取り入れられるようになり、ハード面だけでなくソフト面へも開発の重点が置かれるようになった。また、開発人類学においては、開発という現象に文化人類学の知見を活かすことで、よりよい開発実践につなげようという立場が主流になってきた。この「よりよい」というのが誰にとってのことなのか、というのはつねに意見の分かれる問いだが、多くの文化人類学者は、開発の対象となる社会の人々の側に身を置き、彼らの視点から、ときに開発を批判し、ときに開発者と対象社会のよき媒介者になろうとしてきた<sup>3)</sup>。多様な主体によって多様な形で開発が進められるようになってきている現在、文化人類学的アプローチの重要性は増しており、経済・産業の発展や教育・医療・福祉などさまざま

な分野において、国際機関や NGO などの具体的な活動についての議論が行われてきた。

## 3 開発人類学における法

とはいえ開発人類学の視点からも、開発に関わるプロセス全般が観察可能になるわけではもちろんなく、特にいわゆる市井の人々から遠い空間で行われるような開発は視野に収まりにくい。参加型開発、住民参加、草の根支援といったテーマについては、レシピエントとのやりとりを微細に描くような、開発プロジェクトの民族誌的研究も行われているが (Riles 2001; 関谷 2010)、「法と開発」において主要な現場となる国家機構の内部にまで入り込むものは少ない<sup>4)</sup>。多くの場合、開発人類学において法は、ある社会集団を対象とする具体的な開発援助の事例のなかで、人権、ジェンダー、所有といったテーマが浮かび上がるときに、その前提や結果として言及されるものにすぎないのである。

また、上述の通り、開発人類学は、開発に対する、ひいてはよりよい社会のあり方についての価値判断においては、現地の価値観を重視し、「普遍的」な価値観 (たとえば「～という方向で法整備がなされる方がよい」、あるいはそもそも「法整備が進む方がよい」、という価値観) からは距離をとる場合が多い。それはそうした価値観が往々にして援助側の価値観の押し付けとなることを懸念しているからである。したがって文化人類学者は、「法と開発」を進めるために協力を、という誘いを敬遠することになるのである。

以上見てきたように、「法」と「開発」それぞれについて文化人類学の研究の蓄積があるものの、人類学者にとって法は、ダイナミックな開発現象の一部ではなく、むしろその背景として現れる傾向がある。たとえばある村落に住む人々を例にとると、彼らにとって立法過程や法律の専門知識は必ずしも身近なものではなく、日常的な会話に登場することは稀だろう。結果として、彼らをインフォーマントとする文化人類学者の調査活動

に法制度整備支援が直接関わってくることも少なくなるといえる。

こうした事情を背景に、現状では、「法と開発」と呼ばれる領域についての議論は十分に進んでいない。このことは、法人類学が手薄な日本の研究状況において特にあてはまる。この状況を乗り越えていくため次節以降では、英語圏で行われている近年の研究をふまえながら、文化人類学から「法と開発」に対してどのようなアプローチが可能かについて論じたい。

## II 「法と開発」と人類学

前章では、文化人類学は「法と開発」に対して貢献する可能性があるにもかかわらず、最も近い下部領域である「法人類学」と「開発人類学」が、「法と開発」から距離をとってきたことについて述べた。それに対して本章では、より積極的に法と開発に関わろうとする近年の文化人類学的な研究について、人権、所有、汚職というテーマに注目して紹介する。決して網羅的とはいえないが、前節で述べたように開発援助の主なスタイルが住民参加型に移行するなかで、人権意識の向上および汚職の撲滅という課題は多くの国際機関やNGOにとって重要なものととらえられている。また土地をはじめとする所有のありかたは、旧社会主義圏の市場経済への移行などにおいて、制度を構築するにあたって継続的に注目されてきた研究対象である。

### 1 人 権

法と開発に関わるテーマの中でも、特に文化人類学の蓄積が比較的多いといえるのが人権をめぐる研究である。キーワードとなるのは人権をめぐる「実践」、つまり人権という言葉をどのような人々がどのように使っているか、である。たとえばマーク・グデイル (Mark Goodale) はボリビアにおいて1999年ごろから急速に拡大している社会運動を取り上げ、ボリビアにおいては多様な集団が人権概念をそれぞれの文脈に合わせて応用 (vernacularization) していると指摘する

(Goodale 2007)。つまり、それらアクターは人権という言葉が多様な状況において動員していて、それは国際法のコンテキストにおける理解とはえてして異なっている。これは法学的な立場からは憂慮すべき事態かもしれないが、しかし人権概念の意義を否定するものでは決してないと、グデイルは主張する。人権の概念は、国際条約などに書かれている内容にとどまるのではなく、いわば利用者による書き換えが可能なオープンソースであって、したがって具体的な実践と切り離せないものとして考えるべきなのだ。その意味でボリビアの村落における活動家と、ヒューマン・ライツ・ウォッチの代表は人権を考えるうえで等しく重要なのである。

またサリー・エングル・メリー (Sally Engle Merry) は、特に経済発展や法の支配などにまつわるさまざまな指標 (indicator) の機能に注目する。GDP (gross domestic product, 国内総生産) を代表例とするさまざまな指標は、人権問題を含むさまざまなテーマに関わる現状の把握や、改革方針の設定の基準として用いられている。これらの指標は、「ときに魔術にも似た説得力を持って」、説明の枠組みとして無批判に受け入れられるが、指標にはどのような統計情報が存在するのかといった背景状況が強く影響しており、作成の過程で反映できることがらには制約がある。したがって、これらの指標を客観的なものとして受け入れるのではなく、誰がどのような目的のために設計し、利用しているのかを問い続けることが非常に重要なのである (Merry 2011)。

これらの研究は、以下の点で人類学的アプローチの特徴を示している。まずグデイルについていえば、フィールドでのさまざまな出来事を、理解不足や周辺的事象として切り捨てるのではなく、人権概念の正当性と社会的文脈の結びつきを考察している点である。またメリーについていえば、さまざまな開発プロジェクトのなかで、説明責任を果たすためにますます重要視されている数値を自明のこととせず、指標の利用そのものを問い直すという姿勢である。

## 2 所 有

また、所有をめぐる制度も大きな問題系を構成している。特に所有の問題が重要になった局面として、社会主義国の、冷戦終結後の市場経済への移行が挙げられる。これについてクリス・ハン (Chris Hann) は、ハンガリーの農村での調査をもとに、旧社会主義圏における体制転換と所有の概念について論じている。資本主義への移行と合わせて進んだ農業の脱集団化が、人々にどのようなジレンマをもたらしたのか、そして土地についての考え方にどのような影響を与えたのかを明らかにしている (Hann 1993 ; 1998)。

人類学からの所有研究の特徴として挙げられるのは、いわゆる西欧的な所有概念を相対化し、広くモノとヒトとの関係として、さまざまな所有のありかたをとらえようとすることである。それはたとえば土地所有制度の設計という規範的レベルではなく、現状の問題点、その背景にある歴史的蓄積の記述に関心を寄せる。そうすることで人類学者は、集団所有や伝統的土地利用をめぐる、一様に運用されるはずの制度がはらむすさまや重なり、現場での状況依存的判断の詳細を明らかにしてきたのである。

## 3 汚 職

開発実務における重要課題である「汚職」(corruption) というテーマについても、近年、文化人類学の視点から議論が進んでいる。この分野に関わる国際協力は世界各地で進行中だが、毎年汚職の現状を数値化しランキングを発表しているトランスパレンシー・インターナショナルに代表されるように、問題意識を高める、改善するための具体案を検討し実行するといったことが目標になる。しかし汚職の人類学的研究に向かう研究者たちは、前提となっている汚職の定義を見直し、援助する側・される側に同じ眼差しを向けている。

ディーター・ホラー (Dieter Haller) とクリス・ショア (Cris Shore) は、2001年にアメリカ社会を揺るがしたエンロン事件<sup>5)</sup>などを例にと

り、被援助国に対して透明性についての意識の向上を促す立場にあるような欧米社会もまた、汚職とは無縁でないことを強調する (Haller and Shore 2005)。これは汚職の定義の再検討にもつながる。世界銀行が定める「公的な立場を私的な利益のために用いること」という定義は広く受け入れられているが、これをそのまま適用できるのは一部のケースにとどまるだろう。というのも実際の事例において「公」と「私」の区別は非常にあいまいであり、情報操作やしばしば構造的・組織的だからである。そう考えると汚職は、開発途上国に暮らす、いわば「法遵守への意識の低い個人」の問題ではなく、場所を問わず、私たちの日常生活に深く根を張っている、より複雑な問題であることが見えてくるのである。

また、モニク・ノイテン (Monique Nuijten) とゲルハルト・アンダース (Gerhard Anders) も、まず法と汚職とを対置せず、違法であるとして退けられてしまうような実践を成り立たせているのは何なのか、その複雑さを解きほぐすことを目指す (Nuijten and Anders (eds.) 2007 : 2)。彼らの編著では、筆者の調査地でもあるインドネシアについて、行きかうお金にまつわるさまざまな婉曲表現が紹介されている。ここから、なるほどインドネシアの汚職は (先進国と違って) 深刻である、という印象を導き出すことも可能なのだが、立ち止まって考えてみれば、私たちが身の回りでさまざまなものをやりとりしている。ここで紹介した著作には日本の事例は言及されていないが、「お歳暮」、「お車代」などさまざまな名称のもとにやりとりされる金品、政治資金問題、さらには「裏社会」の存在など、連想をすることは十分にできる。

こうした立場は、職業意識を高め、汚職を「撲滅」していこうというような立場からは、何を悠長なことを、と思われるかもしれない。しかしここで重要なのは、既存の枠組みにはめこむのではなく、枠組みそのものを確かめ、共通性と差異を丁寧に見極めることなのである。

以上、3つのテーマを取り上げて説明した。文化人類学の研究蓄積に表れる法と開発への姿勢は、開発一般をめぐる議論とも共通する。おそらく問題提起としては広く共有できるものだが、具体的に何をどのように考慮してどうするのか、についての提言は難しい。援助される側が既に持っているものを評価し、「法と開発」の向かう先に本当に良い社会があるのか、を問う姿勢は重要ではあるが、しかしこれらの批判のパターンは、他の開発現象と同様に「法と開発」にも存在する実践の多様さ、複雑さをとらえるのに十分とはいえないのではないだろうか。

### Ⅲ 「法の支配」論と人類学との接合に向けて

このように、文化人類学は「法と開発」を、対話の相手というよりもいわば研究対象として、一定の距離をとってきたといえる。その背景としては、まず法と開発の関わる領域の広さがある。前節で触れたように、人権、所有、ジェンダーといったような個々のテーマは文化人類学と共通するのだが、フィールドでの事例から議論を起こす際に、それらを全体として包含する「法と開発」という実践は、対象としにくい面があるのだろう。しかしそれ以上に両者を遠ざけてきたのが、法学における規範的な姿勢と、文化人類学における多様な立場からの現実を重視する姿勢のずれである。象徴的なのが「法の支配」というキーワードかもしれない。

では、「法と開発」の掲げる「法の支配」の概念をどのようにとらえれば、人類学の視点と有機的に結び付けることができるだろうか。法人類学の前提となっているリーガル・pluralism (legal pluralism, 多元的法体制論) との関係と合わせて考えてみたい。

#### 1 法の支配の重層性と動態性

法の支配の概念が、多くの重要な概念と同様に多義的で、厳密な定義について一致のないままに流通していることは、多くの論者が指摘している

通りである。したがってそれぞれの立場に応じて解釈していくことも可能なのだが、しかしそれにもかかわらず、文化人類学者が「法の支配」について言及する機会は、特に日本国内においてはほとんどないといってよいだろう。

その理由として考えられるのは、人類学者がそもそも法から遠いというだけでなく、法の支配の構築プロセスを、さまざまな社会がある理想像に向かって進んでいく、というように表現すると、それは進化論的發展図式を連想させ、文化人類学者にとって非常になじみにくいものとなることが挙げられる。これは開発に対する人類学者のかつての反感と類似しており、当初の開発に対する反感が最も色濃く残る領域なのかもしれない。

しかしここで確認しておきたいのは、そうした図式はすでに開発法学においても放棄されていることである。1950年代から1960年代のアメリカ合衆国で盛り上がった「法と開発運動」(Law and Development Movement) は、自国の法制度の被支援国への押し付けにすぎないのではないか、という自己認識によって支持を失った。それに対して、1990年代以降の「法の支配」論は、参加型開発論の影響のもとにある。その意味で現在、文化人類学側の認識の更新が必要とされているのである。

では、人類学は法の支配をどのようにとらえ直すべきだろうか。ここで参考にしたいのが、開発法学者松尾弘による法の支配の重層性と動態性についての指摘である。

法の支配についてのいずれの定義によるにせよ、法の支配が前提とする法は、制度の構造についてみたように、人々の行動準則として染みついた非形式的ルールと不可分に結びついている。現実の制度改革を企図する開発法学では、法の支配の構築もこのレベルから出発しなければならない。そして、非形式的ルールも視野に入れるならば、およそその社会にも、その内容の良し悪しは別にして、不確実性を回避するために、何らかの制度の支配が存在するはずであり、制度的真空状態は想定しにくい。むしろ、既存の制度の中に、実効性

をもったルール of 支配を見出すことができると考えられる (法の支配の第一層) (松尾 2012 : 193)

法の支配をこのように重層的にとらえれば、筆者の調査地であるインドネシアも、そして日本も、制度的真空状態というわけではなく何らかの制度の支配がみられるといえるだろう。この意味では、広義の「法の支配」は既に存在するのである。また逆にいえば、先進国を含めて法の支配の構築は、世界中で実現をみていない未完のプロジェクトでもある。このような視点をとることによって、汚職の文化人類学的研究についてすでに述べたように、時として質的に異なるように扱いがちな援助する側・される側を架橋することが可能になる。松尾は「法システムが国民の熱望と参加と努力によって構築されるという動態そのものこそ『法の支配』が示そうとする固有のコンセプトというべきである」(松尾 2012 : 195) と述べているが、いずれの定義によるとしても、法の支配を構築しようとする人々による取り組みはいたるところで進行中である。法の支配を重層的・動態的なものとしてとらえる視点は、開発のコンテキストに限らず、社会のより深い理解を目指す文化人類学にとっても重要ではないだろうか。

## 2 社会的事実 (social fact) としてのリーガル・プルーラリズム

文化人類学の視点から法の支配を考えるにあたって、もう一点重要になるのがリーガル・プルーラリズムとの関係である。リーガル・プルーラリズムの枠組みに従って、国家は法を独占するものではなく、ひとつの社会には複数の法規範が併存している、ととらえるならば、それは「何でもあり」ということにはならないのか、果たして法の支配の構築は、あるいは正義の実現は可能なのか、という問題提起はこれまでも行われてきた。

ゴードン・R・ウッドマン (Gordon R. Woodman) が極端な見方のひとつとして提示しているように、法整備の目的が達成されない理由として、非国家的規範の存在が挙げられる場合がある

(Woodman 2012 : 130)。たとえば前述した汚職の事例でいえば、公務員の汚職を撲滅するためのプロジェクトを実施したが効果がみられないのは、非国家法に従って人々が賄賂を払い続け、帰属する集団の利益を優先しているからだ、というかたちで説明がなされるかもしれない。同様に、企業活動を活発化し透明性を高めようとしても、社員を縁故関係で採用したり、親族間で利益を度外視した売買を行ったりしている、とって支援する側は嘆くかもしれない。こうした見方を通じてリーガル・プルーラリズムが法整備を通じて解消されるべき問題として位置付けられれば、それに対して文化人類学者は意義を唱え、人々をそうした行動に向かわせる社会的文脈の理解を求め、自社会にもみられる類似性を指摘するだろう。これは上でも見てきたように「法と開発」にみられる議論のパターンのひとつだが、リーガル・プルーラリズムの理解は大きく異なっている。

ここで強調しておきたいのが、法人類学におけるリーガル・プルーラリズムは、社会の前提条件として位置づけられているということである。イギリスの法哲学者ウィリアム・トワイニング (William Twining) も整理しているとおおり、文化人類学において多元的法体制は現状を記述する概念、社会的事実 (social fact) として用いられてきた (Twining 2012)。たとえば道路を渡ろうとしたところ、目の前の信号は赤になっている。しかし、周囲を見回しても車は見当たらない。ここで、さてどうしようかと思ったとしたら、そこにはすでに複数のルールが介在している。文化人類学者は「法は多元的であるべきだ」と主張しているわけではなく、私たちはすでに複数の法規範や正しさについての基準を必要に応じて調整しながら、試行錯誤を繰り返して日々を過ごしているのではないか、ということに注意を喚起するのである。

このようにリーガル・プルーラリズムを規範の多元性の一類型としてとらえれば、それはどの社会にもあてはまり、法の支配と矛盾するものではない。筆者の調査地であるインドネシアにおいて

も、日本を含め世界のいろいろな場所と同様に、法の支配が必要であり、かつ可能だ、と考えている人々が存在して、法システムを構築しようとする活動が行われている。その動態に今後も注目していきたい。

#### IV 展 望

ここまで、人類学からみた法と開発の諸問題について簡単に述べてきた。現状では「法と開発」研究と文化人類学との対話は進んでいるとはいえないけれども、それぞれの分野の近年の変化をふまえれば、今後新しい研究の可能性が開ける余地は十分に残されていると筆者は考える。

法の文化人類学的研究は、歴史的には慣習法に軸足を置いてきたが、近年、多元的法体制の考え方をふまえたうえで、国家の法制度をめぐる実践の記述・分析が進んでいる。また「法と開発」研究においても、かつての単線的な社会進化の図式はすでに否定されており、社会の構成要素としてインフォーマルな制度を無視できない、という共通理解が生まれている。文化人類学にとってはしばしば仮想敵として言及される「法の支配」という概念も、その多層性、動態性に注目すれば、合法性や正当性をめぐるさまざまな実践というイメージを共有することが可能になるだろう。

また、法の支配を押し進めるなかで、リーガル・ブルーリズムがそれと相容れないものとして語られることもあるが、むしろリーガル・ブルーリズムは、社会的事実、つまりこうある「べき」という理想像ではなく、すでに私たちが生きる世界がそう「である」ところのものとしてとらえられるべきである。もちろん個々の事例に即した議論が必要となるが、したがって「正しさ」をめぐる人々の試行錯誤とは必ずしも矛盾しない。

つまるところ人類学者ができることとは、ある社会における問題のとらえかたも対応も非常に状況依存的であるという前提を繰り返し唱えながら、異なる国や地域、学問領域や職業などのあいだをつなげていくことなのだろう。決して新鮮味があるとはいえないが、それでも特定の制度や集

団に対する評価や語り方が固定化してしまうことはままある。そうしたクリシェ化に抗しながら、変化の余地を探るために法学者と人類学者が協力する余地は大いに残されているだろう。

#### 謝 辞

本研究はJSPS科研費JP15K12985の助成を受けたものである。

#### 注

- 1) 「法と開発」(Law and Development)の展開については(松尾 2009, 2012; 鮎京 2011)に詳しい。
- 2) 文化人類学の研究対象の拡大について(マークス, フィッシャー 1989)などを参照。
- 3) 開発人類学の整理として,(鈴木 2014)などを参照。
- 4) 例外として,(Niezen and Sapignoli 2017)がある。
- 5) アメリカ合衆国に拠点を置く世界有数のエネルギー会社であったエンロン社が、巨額の不正会計が明らかになったことにより2001年に倒産した事件。

#### 参 照 文 献

- 鮎京正訓 (2011)『法整備支援とは何か』名古屋大学出版会。
- Avruch, Kevin and Peter Black (1996) ADR, Palau, and the Contribution of Anthropology. In Alvin W. Wolfe & Honggang Yang (eds.) *Anthropological Contributions to Conflict Resolution*. Athens: University of Georgia Press, pp. 47-63.
- Berman, Paul Schiff (2014) *Global Legal Pluralism: A Jurisprudence of Law beyond Borders*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Bohannon, Paul (1957) *Justice and Judgment among the Tiv of Nigeria*. London: Oxford University Press.
- Davis, Kevin, Angelina Fisher and Sally E. Merry (eds.) (2012) *Governance by Indicators: Global Power through Classification and Rankings*. London: Oxford University Press.
- Gluckman, Max (1955) *The Judicial Process among the Barotse in Northern Rhodesia*. Manchester: Man-

- chester University Press.
- Goodale, Mark and Sally E. Merry (eds.) (2007) *The Practice of Human Rights: Tracking Law between the Global and the Local*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Griffiths, John (1986) "What is Legal Pluralism?" *Journal of Legal Pluralism* 24: 1-55.
- Gulliver, Phillip Hugh (1963) *Social Control in an African Society*. London: Routledge and Kegan Paul.
- Haller, Dieter & Cris Shore (eds.) (2005) *Corruption: Anthropological Perspectives*. London: Pluto Press.
- Hann, Chris (1993) "From Production to Property: Decollectivization and the Family-Land Relationship in Contemporary Hungary," *Man* 28 (2): 299-320.
- Hann, Chris (ed.) (1998) *Property Relations: Renewing the Anthropological Tradition*. Cambridge: Cambridge University Press.
- (2002) *Postsocialism: Ideals, ideologies and practices in Eurasia*. London: Routledge.
- 河村有教 (2012) 「法制度整備支援において何が重要か——インドネシア法執行機関の制度構築支援から考えること——」平沢安政・牟田和恵・石田慎一郎編『競合するジャスティス』大阪大学出版会。
- マリノウスキー (1926=1967) 『未開社会における犯罪と慣習』青山道夫訳, 日本評論新社。
- マーカス, ジョージ E., マイケル M. J. フィッシャー (1989) 『文化批判としての人類学——人間科学における実験的試み』紀伊国屋書店。
- 松尾弘 (2009) 『良い統治と法の支配——開発法学の挑戦』日本評論社。
- (2012) 『開発法学の基礎理論——良い統治のための法律学』勁草書房。
- Merry, Sally E. (2011) "Measuring the World: Indicators, Human Rights, and Global Governance," *Current Anthropology* 52: S83-S95.
- Nader, Laura (2005) *The Life of Law*, Berkeley: University of California Press.
- Niezen, Ronald and Maria Sapignoli (2017) *Palaces of Hope: The Anthropology of Global Organizations*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Nuijten, Monique and Gerhard Anders (eds.) (2007) *Corruption and the Secret of Law: A Legal Anthropological Perspective*, London: Ashgate.
- Riles, Annelise (2000) *The Network Inside Out*. Ann Arbor: University of Michigan Press.
- Roberts, Simon (1994) "Law and Dispute Processes." In *Companion Encyclopedia of Anthropology*, Tim Ingold (ed), pp. 962-981. London: Routledge.
- Snyder, Francis G. (1981) "Anthropology, Dispute Processes and Law: A Critical Introduction." *British Journal of Law & Society* 8 (2): pp. 141-180.
- 関谷雄一 (2010) 『やわらかな開発と組織学習——ニジェールの現場から』春風社。
- 鈴木紀 (2014) 「開発」『公共人類学』東京大学出版会, pp. 69-84.
- Tamanaha, Brian Z. (ed.) (2012) *Legal Pluralism and Development: Scholars and Practitioners in Dialogue*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Twining, William (2012) "Legal pluralism 101" in Brian Z. Tamanaha (ed.) *Legal Pluralism and Development: Scholars and Practitioners in Dialogue*, Cambridge University Press, pp. 112-128.
- Woodman, Gordon R. (2012) "The Development 'Problem' of Legal Pluralism: An Analysis and Steps toward Solutions." in Brian Z. Tamanaha (ed.) *Legal Pluralism and Development: Scholars and Practitioners in Dialogue*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 129-144.